

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月28日
照会部署名 甲府年金事務所 厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用調査課長) 長沼 まり
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	小澤 忠
-------------	------

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011—030	本部受付番号 No. 2011-147
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

定期券が現物支給された際の随時改定の取扱について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第43条

厚生年金法第23条

(内容)

平成23年2月に平成23年4月からの6ヶ月分の定期券を現物で支給する。平成23年4月から住所が変わる予定であり、通勤経路が変更となる為、平成23年2月支給分の定期券から額面金額が変更となる。変更後の金額で初めて支給されるのは2月であり、随時改定の起算月としては平成23年2月となると考えますが、随時改定において算定すべき報酬月額をどのようにとらえるか、疑義があるので照会いたします。

(考え方1)

通勤経路の変更により平成23年2月に支給された30,000円は券面上の期間である平成23年4月から平成23年9月に配賦する。よって平成23年2月を起算にした随時改定の場合、算定すべき報酬月額は従前額が含まれることとなる。

(考え方2)

通勤経路の変更により平成23年2月に支給された30,000円は、支給月より6ヶ月の期間において配賦する。その場合、随時改定において算定すべき報酬月額は、変更後の金額のみとなる。

年 月	定期・金額	一月あたりの支給額	
		考え方1	考え方2
平成22年8月	6000 円	1000 円	1000 円
平成22年9月		1000 円	1000 円
平成22年10月		1000 円	1000 円
平成22年11月		1000 円	1000 円
平成22年12月		1000 円	1000 円
平成23年1月		1000 円	1000 円
平成23年2月	30000 円	1000 円	5000 円
平成23年3月		1000 円	5000 円
平成23年4月		5000 円	5000 円
平成23年5月		5000 円	5000 円
平成23年6月		5000 円	5000 円
平成23年7月		5000 円	5000 円
平成23年8月		5000 円	
平成23年9月		5000 円	

対応案

通勤定期代の算定方法は、(考え方2)により配賦することが妥当であると考えますが、考え方をご教示いただきますようお願ひいたします。

(ブロック本部回答)

6ヶ月分の通勤定期券の現物支給については、労働法規又は労働協約に違反することが明らかな場合を除いて、事業主が負担する通勤定期券の額面金額を時価ととらえ、また、昭和40年8月4日府保険発第38号「報酬の範囲について」の通知に、一定額の手当をまとめて支給した場合は、「その支給額の計算の基礎が月に対応するものであれば1ヶ月あたりの額を求めて報酬とする」と示されていることから、通勤定期券の額面金額（時価）を6月で割った1ヶ月あたりの額を報酬とします。

また、健康保険法第43条及び厚生年金法第23条に「～被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（省略）に受けた報酬の総額を～」と示されていることと本部疑義照会回答No.2010-1209から、平成22年8月に6ヶ月分の通勤定期券が支給された場合は、事業主が平成22年10月分～平成23年3月分として支給したものであっても支給月ベースで考え、平成22年8月～平成23年1月にイメージ上振り分け、同様に、平成23年2月に6ヶ月分の通勤定期券が支給された場合は、事業主が平成23年4月分～平成23年9月分として支給したものであっても、平成23年2月～平成23年7月にイメージ上振り分けます。

よって、本案件の随時改定については、実際に変更後の6ヶ月分の通勤定期券が支給された平成23年2月を起算月とし、各対象月の通勤定期券の額（現物によるものの額）は、2月5,000円、3月5,000円、4月5,000円とします。

しかしながら、本部疑義照会回答No.2010-575の「2、4月～6月の交通費を7月に支給している場合の【随時改定の起算月】」の考え方によると、実際に変更後の6ヶ月分の通勤定期券が支給された平成23年2月とその翌3月については、従前の報酬額が反映しているのみで変更後の報酬は反映されていないため、変更後の1ヶ月分の報酬が完全に反映される4月を随時改定の起算月とし、対象月の報酬については従前の報酬が混在しないことから4月5,000円、5月5,000円、6月5,000円とする考え方も読み取ることができるため、機構本部へ照会します。

年月	定期・金額	該当月	イメージ
平成22年8月	6000円		1000円
平成22年9月			1000円
平成22年10月		1000円	1000円
平成22年11月		1000円	1000円
平成22年12月		1000円	1000円
平成23年1月		1000円	1000円
平成23年2月	30000円	1000円	5000円
平成23年3月		1000円	5000円
平成23年4月		5000円	5000円
平成23年5月		5000円	5000円
平成23年6月		5000円	5000円
平成23年7月		5000円	5000円
平成23年8月		5000円	
平成23年9月		5000円	

回答日（又は本部への照会日） 平成23年3月9日
回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合満男
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認	今泉礼三
-----------	------

(本部回答)

通勤費は昭和27年12月4日保文発第7241号により「毎月の通勤に対して支給されているもの」であるから、支払われた通勤費を何ヵ月分の定期券（通勤費）なのかによりその月数で除した額を算定月の報酬に上乗せして算定することが妥当とされているため、額面金額3万円の6ヵ月定期の支給があるならば5千円を各月に割振ることになる。なお、平成23年2月に平成23年4月からの6ヵ月分の通勤費を支給するならば、この通勤費が実際に支給される平成23年2月から7月までの6ヵ月にそれぞれ割振ることになる。したがって年金事務所見解の（考え方2）により取り扱うことになる。

また疑義照会回答No2010-575の例は「明らかに9月以降受けるべき報酬とは相違する場合であって、その実態が給与規定等で定められ、かつ、当該月の通勤費が明確」である場合であり、今回の例では「支払が実績として確保された月（実際に支給された月）」である2月を月額変更の起算月とするため、5月改定となり、改定月である5月以降の通勤費と相違する場合ではないため同様の取扱いにはならない。

回答日 平成23年 3月25日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

(回答提供先)

○						
機構 LAN掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	HP掲載	